

公立病院改革プランの概要

団 体 名		兵庫県たつの市					
プ ラ ン の 名 称		たつの市立御津病院改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 3 月 31 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ~ 平成 23 年度					
病院 の 現 状	病 院 名	たつの市立御津病院					
	所 在 地	兵庫県たつの市御津町中島1666番地					
	病 床 数	一般病床 178床					
	診 療 科 目	内科、外科、消化器科、整形外科、麻酔科、眼科、リハビリテーション科、呼吸器科、小児科、循環器科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<ol style="list-style-type: none"> 1 民間医療機関による提供が困難な医療の確保 救急医療の充実 地域医療(室津診療所)の維持 高度医療の提供 保健衛生行政事務の継続 2 公立病院間のネットワーク機能の強化 					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<ol style="list-style-type: none"> 1 病院の建設改良に要する経費 2 リハビリテーション医療に要する経費 3 救急医療の確保に要する経費 4 公立病院附属診療所の運営に要する経費 5 高度医療に要する経費 6 保健衛生行政事務に要する経費 7 経営基盤強化対策に要する経費 8 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 9 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費 					
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	93.2	97.2	99.0	99.9	100.3	
	職員給与費比率	72.6	70.0	69.7	68.6	68.2	
	病床利用率	64.7	56.2	57.9	60.1	91.7	平成23年度に病床数を見直し
上記目標数値設定の考え方		<p>必要な数の医師を招へいする。 看護、服薬、検査、リハビリ、老人介護等の各分野で、より充実したサービスを提供する。 徹底した経費削減策をすみやかに実行する。 これにより、計画期間中に経常黒字化を達成する。</p> <p>(経常黒字化の目標年度: 23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	たつの市 (たつの市立御津病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日平均患者数(入院)(人)		107	100	103	107	110	
1日平均患者数(外来)(人)		293	296	297	311	317	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	給食業務のアウトソーシング化を検討する。					
	事業規模・形態の見直し	認可病床数については、H19～H21病床利用率の推移を基に、削減を検討する。削減の時期は、平成23年4月を目途とする。					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・労務職員の退職者不補充 ・時間外勤務手当の削減 ・日当直従事者数の削減 ・診療材料費、薬品費、給食材料費の見積強化 ・寝具リース料の契約形態見直し ・夜間警備業務委託の縮小 ・清掃業務委託の縮小 ・医事・レセプト業務委託の削減 ・企業債借換による利息の減少 ・事務職員の削減 					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・患者1人当り診療単価の増加 ・新規診療報酬加算措置の採用 ・内科医師1名の招へい ・亜急性期病床の設置 ・乳がん検診受診者の増加 ・人間ドック、健康診断受診者の増加 ・文書交付手数料の引き上げ 					
その他							
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	72.50%	18年度	70.40%	19年度	64.70%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	当院は、施設の老朽化、狭隘化が著しく、病院の建替えを計画している。新病院の規模及び機能を踏まえて、認可病床数の見直しを行う。					

団体名 (病院名)	たつの市 (たつの市立御津病院)
--------------	---------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する兵庫県西播磨保健医療圏には、公立病院が6病院所在している。 [救急医療等の地域の政策医療を担う公立病院] 赤穂市民病院(赤穂市420床)、相生市民病院(相生市61床)、 たつの市立御津病院(たつの市178床)、公立宍粟総合病院(宍粟市205床) [全県的な総合病院] 西播磨総合リハビリテーションセンター-西播磨病院(兵庫県100床)、 県立粒子線医療センター(兵庫県50床)
	都道府県医療計画等における今後の方向性	西播磨二次医療圏域では、兵庫県西播磨県民局主導のもと、平成20年10月2日に「西播磨圏域公立病院ネットワーク検討会議」を立ち上げ、関係市が医療計画を踏まえて救急医療を中心とした公立病院の機能分担・連携方策について協議した。 その報告書「西播磨圏域 公立病院のネットワーク化の検討について」によれば、3次救急医療体制については、病院間の連携の強化、及び(地域)救命救急センターを開設する医療機関の確保に努めることにより、更なる機能の充実が求められている。 また、2次救急については、隣接する中播磨圏域の医療機関へ搬送される傾向が見受けられる状況等を踏まえ、広大な圏域(約1,600km ²)において各公立病院が的確な役割を果たせるよう機能分担の明確化に努める、こととされた。 そのような中、当院は、中播磨圏域の病院と連携を図りながら、たつの市・太子町を中心とした地域の2次救急の一端を担うこととする。また、他の医療機関から亜急性期以降の患者を受け入れることにより、他の2次救急医療機関の救急病床の確保に協力する。加えて、当院が圏域内での果たす役割に応じて、病床の規模を見直す方向で検討する。
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	[当院の現状と課題] ・救急告示病院の指定を受け、当直医1名体制で救急患者を受けている。 ・中播磨圏域の2次輪番制(眼科)に参加している。 ・脳外科、循環器外科の医師がいないため、脳卒中、急性心筋梗塞などについては、中播磨医療圏域の病院に搬送している。 [当院の対応方針] ・中播磨圏域の病院と連携を図りながら、外科、整形外科に重点を置いて、たつの市・太子町域の2次救急医療の一端を担う。 ・内科医師の充足に努め、内科の充実を目指す。 ・他の医療機関から亜急性期以降の患者の受け入れを行うことにより、他の2次救急医療機関の救急病床の確保に協力する。 ・当院の果たすべき役割に応じた病床数の適正化に努める。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要	<時期> 平成24年6月 <内容> 平成23年度までの決算数値を踏まえて、現行の経営形態(地方公営企業法一部適用)での存続が可能かどうか判断する。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	「たつの市立御津病院経営改革評価委員会」を設立し、改革プランの取組状況の点検・評価・公表を行う。 また、改革プランの内容の変更等に際しても、当委員会において審議し、意見等を反映させる仕組みとする。 構成メンバー 副市長、本庁財政担当部長、病院長、病院事務局長、県健康福祉事務所職員、各市民団体の長、学識経験者
	点検・評価の時期	「たつの市立御津病院経営改革評価委員会」での審議を経て、毎年度9月末までに公表する。
その他特記事項		

(別紙)

団体名 (病院名)	兵庫県たつの市 (たつの市立御津病院)
--------------	------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,599	1,621	1,649	1,672	1,761	1,790
	(1) 料 金 収 入	1,533	1,555	1,583	1,595	1,684	1,713
	(2) そ の 他	66	66	66	77	77	77
	うち他会計負担金	22	25	25	36	36	36
	2. 医 業 外 収 益	402	360	418	421	421	420
	(1) 他会計負担金・補助金	126	81	136	139	139	139
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	276	279	282	282	282	281
	経 常 収 益 (A)	2,001	1,981	2,067	2,093	2,182	2,211
	支 出	1. 医 業 費 用 b	1,757	1,799	1,809	1,813	1,882
(1) 職 員 給 与 費 c		1,174	1,177	1,155	1,165	1,208	1,221
(2) 材 料 費		326	357	361	369	386	392
(3) 経 費		198	204	237	223	232	234
(4) 減 価 償 却 費		54	55	50	50	50	50
(5) そ の 他		5	6	6	6	6	6
2. 医 業 外 費 用		331	326	318	301	302	301
(1) 支 払 利 息		44	42	34	16	17	15
(2) そ の 他		287	284	284	285	285	286
経 常 費 用 (B)		2,088	2,125	2,127	2,114	2,184	2,204
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	87	144	60	21	2	7	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	110	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	0	0	110	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)	87	144	50	21	2	7	
累 積 欠 損 金 (G)	268	412	362	383	385	378	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	347	373	374	376	392	397
	流 動 負 債 (イ)	345	482	374	372	374	376
	うち一時借入金	230	395	272	270	269	271
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0
差引不良債務(オ) {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	0	109	0	0	0	0	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	49	111	109	4	14	3	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	95.8	93.2	97.2	99.0	99.9	100.3	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-	6.7	-	-	-	-	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	91.0	90.1	91.2	92.2	93.6	94.1	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	73.4	72.6	70.0	69.7	68.6	68.2	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	109	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	6.7	-	-	-	-	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	-	6.4	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	70.4	64.7	56.2	57.9	60.1	91.7	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円」=「'22年度不良債務額 20百万円」-「'21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	兵庫県たつの市 (たつの市立御津病院)
--------------	------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	0	330	325	35	35	35
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	102	54	71	57	57	57
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	102	384	396	92	92	92
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	102	384	396	92	92	92	
支 出	1. 建設改良費	48	46	43	40	40	40
	2. 企業債償還金	80	370	353	88	107	118
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	128	416	396	128	147	158
差引不足額 (B) - (A) (C)		26	32	0	36	55	66
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	26	0	0	0	0	0
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計 (D)		26	0	0	0	0	0
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		0	32	0	36	55	66
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E) - (F)		0	32	0	36	55	66

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(57,013) 147,516	(7,247) 105,931	(85,006) 270,635	(0) 174,829	(0) 174,829	(0) 174,829
資本的収支	(0) 102,484	(0) 54,069	(24,764) 70,942	(0) 56,978	(0) 56,978	(0) 56,978
合計	(57,013) 250,000	(7,247) 160,000	(109,770) 341,577	(0) 231,807	(0) 231,807	(0) 231,807

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。